

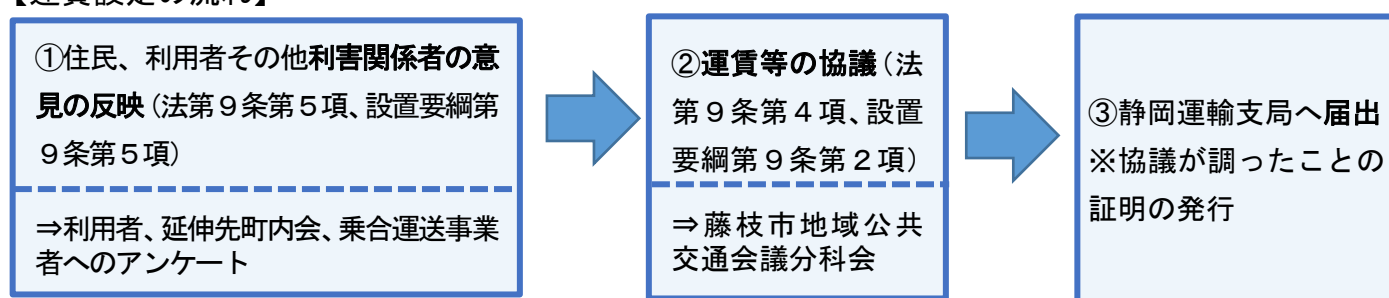
令和6年度のバス停型デマンドタクシー「五十海市立総合病院線」 協議運賃の設定について（静鉄タクシー株）

バス停型乗合タクシー「五十海市立総合病院線」の延伸にあたり、新たな運賃区間の設定が必要となることから、道路運送法（以下「法」という。）第9条第4項に基づく運賃についての協議を行う。

1. 運賃に関する協議とは

一般乗合旅客自動運送事業者が旅客の運賃及び料金に変更を加える場合に、法第9条第4項、第5項に基づき、「公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映」したうえで、「地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議」を行うもの。本市では、設置要綱に規定する方法により①利害関係者の意見反映を行ったうえで、②分科会において協議を行う。

【運賃設定の流れ】



2. 延伸区域及び新区間運賃原案

裏面参照

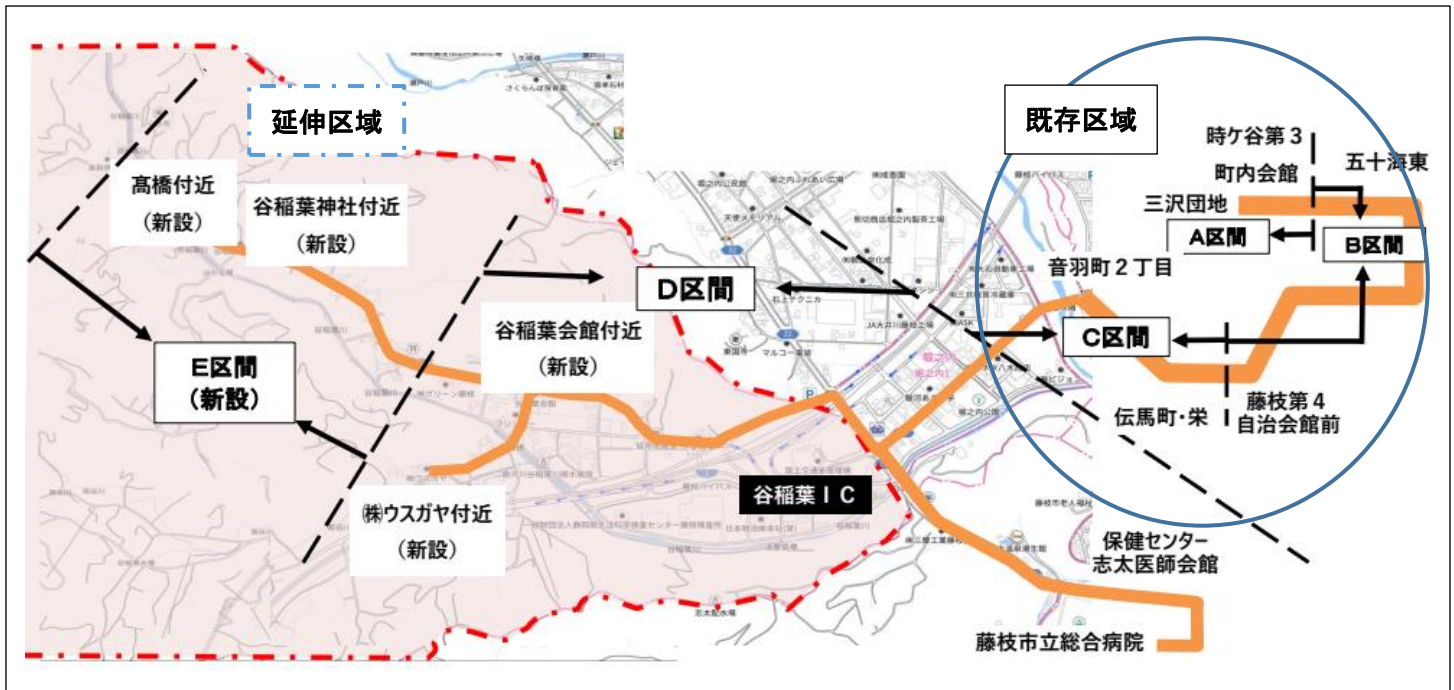
3. 協議にあたりあらかじめ行った意見反映の方法

法第9条第5項、設置要綱第9条第5項に規定する利害関係者の意見反映については次の方法により行った。

- | | |
|---------|--|
| (1)実施方法 | バス停型乗合タクシー「五十海市立総合病院線」利用者、谷稲葉地区町内会、バス事業者へのアンケート |
| (2)内 容 | 別紙参照 |
| (3)期 間 | 《利用者アンケート》
令和6年5月27日（月）から令和6年6月14日（金）までの3週間
《地域住民に対するアンケート》
令和6年6月11日稲葉地区役員会
《バス事業者に対するアンケート》
令和6年5月27日（月）から令和6年6月7日（金） |
| (4)結 果 | 《利用者アンケート》
支障なし 94%（33／35）
※支障ありと回答した者の意見は、運行ルートが長くなることについて懸念するものであり、合理的理由ではなかった。
《地域住民に対するアンケート》
支障なし 100%（5／5）
《バス事業者に対するアンケート》
支障なし 100%（1／1）
⇒原案は必要な意見反映ができているものとして取り扱うものとする。 |

延伸区域及び新区間運賃案

【延伸区域】



【新区間の運賃表案】

区分	E区間内	D⇄E区間	C⇄E区間	B⇄E区間	A⇄E区間
大人	200円	300円	400円	500円	600円
小人	100円	150円	200円	250円	300円
幼児	無料				

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の所持者及びその介助者は上記の金額の半額

運賃例（大人）

三沢団地から高橋付近… A区間－E区間＝600円
五十海東から高橋付近… B区間－E区間＝500円
伝馬町・栄から高橋付近… C区間－E区間＝400円
高橋から藤枝市立総合病院… E区間－D区間＝300円

運賃設定の考え方

藤枝市自主運行バス（乗合タクシー含む）の運賃は、路線ごとに収支率（運賃から運行経費を除いた割合）が15%～20%となるよう設定しています。

乗合タクシーの運行経費は、通常のタクシー運賃が目安となっており、上記運賃例A区間－E区間を、各区間の拠点に沿って運行する場合の運行距離を9.0kmとして計算すると、次のような計算となります。

A区間－E区間運賃：600円
運行経費：4,000円（予約・配車料含む）
収支率：600円／4,000円＝15%

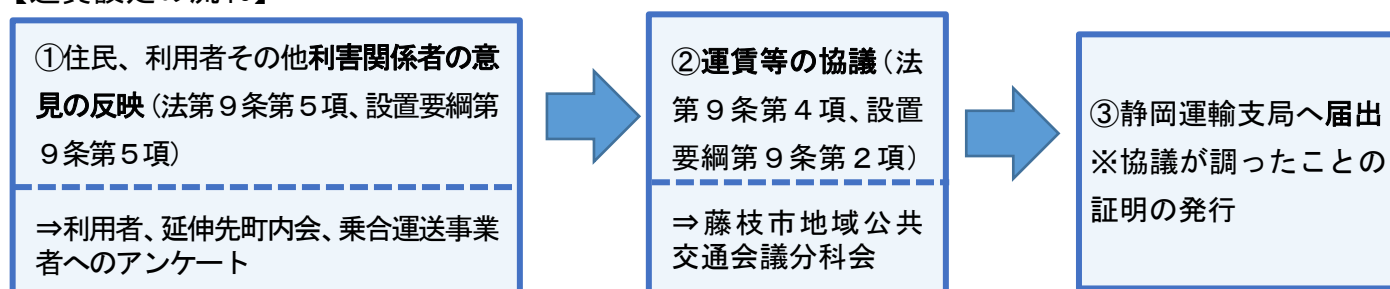
令和6年度のバス停型デマンドタクシー「五十海市立総合病院線」 協議運賃の設定について（志太交通株）

バス停型乗合タクシー「五十海市立総合病院線」の延伸にあたり、新たな運賃区間の設定が必要となることから、道路運送法（以下「法」という。）第9条第4項に基づく運賃についての協議を行う。

1. 運賃に関する協議とは

一般乗合旅客自動運送事業者が旅客の運賃及び料金に変更を加える場合に、法第9条第4項、第5項に基づき、「公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映」したうえで、「地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議」を行うもの。本市では、設置要綱に規定する方法により①利害関係者の意見反映を行ったうえで、②分科会において協議を行う。

【運賃設定の流れ】



2. 延伸区域及び新区間運賃原案

裏面参照

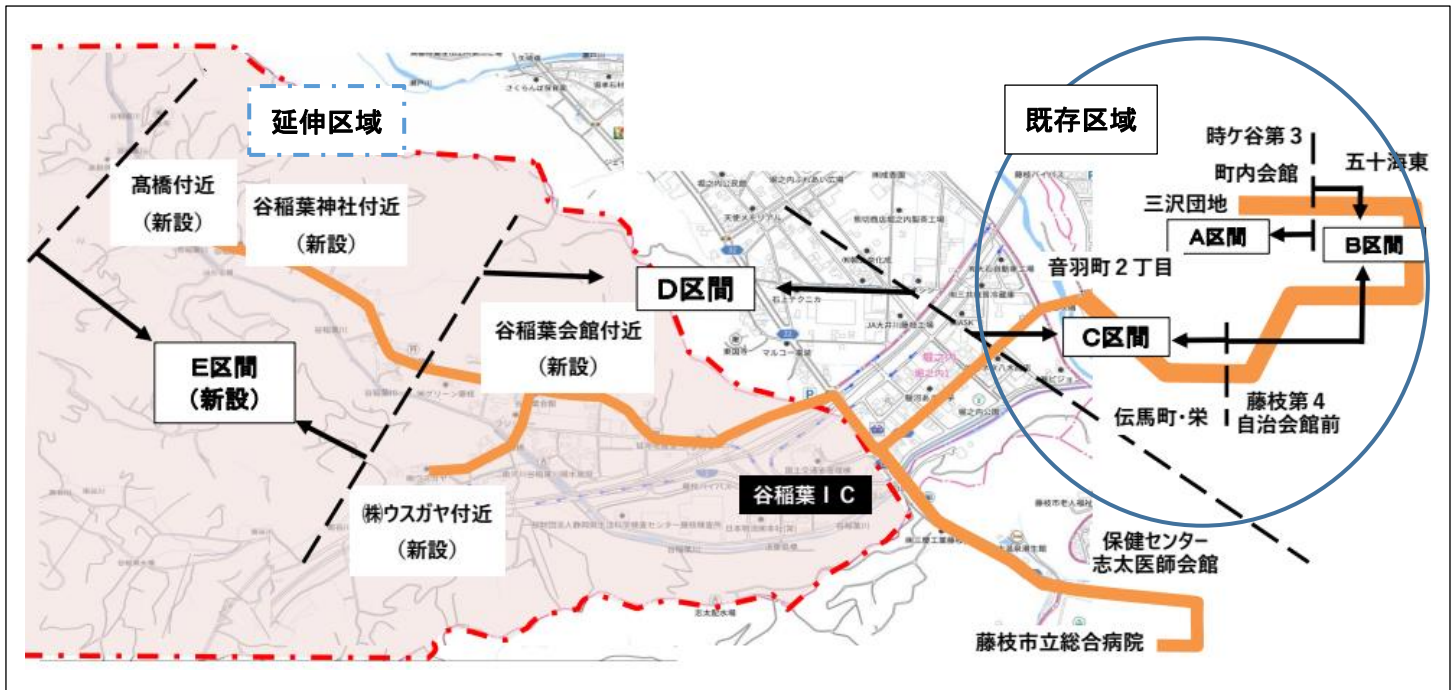
3. 協議にあたりあらかじめ行った意見反映の方法

法第9条第5項、設置要綱第9条第5項に規定する利害関係者の意見反映については次の方法により行った。

- | | |
|---------|---|
| (1)実施方法 | バス停型乗合タクシー「五十海市立総合病院線」利用者、谷稲葉地区町内会、バス事業者へのアンケート |
| (2)内 容 | 別紙参照 |
| (3)期 間 | 《利用者アンケート》
令和6年5月27日（月）から令和6年6月14日（金）までの3週間
《地域住民に対するアンケート》
令和6年6月11日稲葉地区役員会
《バス事業者に対するアンケート》
令和6年5月27日（月）から令和6年6月7日（金） |
| (4)結 果 | 《利用者アンケート》
支障なし 94%（33／35）
※支障ありと回答した者の意見は、運行ルートが長くなることについて懸念するものであり、合理的理由ではなかった。
《地域住民に対するアンケート》
支障なし 100%（5／5）
《バス事業者に対するアンケート》
支障なし 100%（1／1）
⇒原案は必要な意見反映ができているものとする。 |

延伸区域及び新区間運賃案

【延伸区域】



【新区間の運賃表案】

区分	E区間内	D⇄E区間	C⇄E区間	B⇄E区間	A⇄E区間
大人	200円	300円	400円	500円	600円
小人	100円	150円	200円	250円	300円
幼児	無料				

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の所持者及びその介助者は上記の金額の半額

運賃例（大人）

三沢団地から高橋付近… A区間－E区間＝600円
五十海東から高橋付近… B区間－E区間＝500円
伝馬町・栄から高橋付近… C区間－E区間＝400円
高橋から藤枝市立総合病院… E区間－D区間＝300円

運賃設定の考え方

藤枝市自主運行バス（乗合タクシー含む）の運賃は、路線ごとに収支率（運賃から運行経費を除いた割合）が15%～20%となるよう設定しています。

乗合タクシーの運行経費は、通常のタクシー運賃が目安となっており、上記運賃例A区間－E区間を、各区間の拠点に沿って運行する場合の運行距離を9.0kmとして計算すると、次のような計算となります。

A区間－E区間運賃：600円
運行経費：4,000円（予約・配車料含む）
収支率：600円／4,000円＝15%

アンケート内容例

藤 交 第 7 号
令和6年5月27日

藤枝市路線バス関係事業者 各位

藤枝市地域交通課長

バス停型乗合タクシー「五十海市立総合病院線」に係るアンケートの御協力のお願い

日頃より、本市交通行政についてご理解・ご協力いただきありがとうございます。バス停型乗合タクシー「五十海市立総合病院線」につきまして、令和6年10月より谷稲葉地区への延伸を検討しています。延伸に伴い新運賃区間を設ける想定としているため、道路運送法第9条5項に基づく意見反映のためのアンケートを実施いたします。つきましては、下記をご確認いただきアンケートへのご回答をお願いいたします。

記

1. 実 施 主 体 藤枝市（地域交通課）
【道路運送法第4条に基づく運行主体】
静鉄タクシー(株)、志太交通(株)、丸新交通(株)
2. 対 象 路 線 バス停型乗合タクシー「五十海市立総合病院線」
3. 延伸後の区域図案 裏面をご確認ください。
4. 新区間運賃案 裏面をご確認ください。
5. アンケート内容 下部【アンケート】のとおり

【アンケート】

上記新設区間運賃案のとおり運賃設定を行うことについて、

☐ 支障あり
下欄にその理由をご記入ください。

☐ 支障なし
以上でアンケートは終了となります。
ご協力ありがとうございました。

いずれかに☒をしてください。

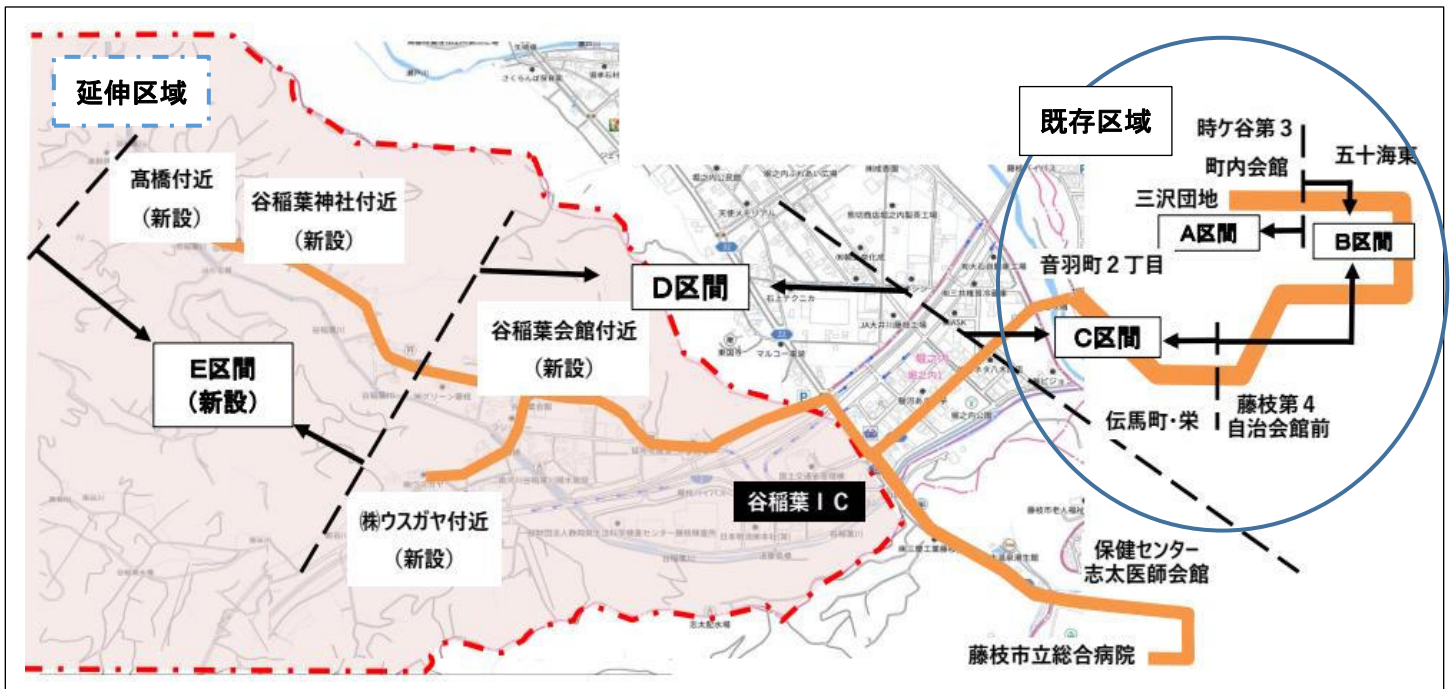
アンケートに「支障あり」と回答された方は次の欄にご記入ください。

記入欄

ご協力ありがとうございました。

このアンケートに関する問合せ先
藤枝市地域交通課 Tel : 054-631-4169

[延伸後の路線図案]



[新区間運賃案]

区分	E区間内	D⇄E区間	C⇄E区間	B⇄E区間	A⇄E区間
大人	200円	300円	400円	500円	600円
小人	100円	150円	200円	250円	300円
幼児	無料				

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の所持者及びその介助者は上記の金額の半額

運賃例 (大人)

三沢団地から高橋付近… A 区間－ E 区間＝ 6 0 0 円
 五十海東から高橋付近… B 区間－ E 区間＝ 5 0 0 円
 伝馬町・栄から高橋付近… C 区間－ E 区間＝ 4 0 0 円
 高橋から藤枝市立総合病院… E 区間－ D 区間＝ 3 0 0 円

運賃設定の考え方

藤枝市自主運行バス（乗合タクシー含む）の運賃は、路線ごとに収支率（運賃から運行経費を除いた割合）が 15%～20%となるよう設定しています。

乗合タクシーの運行経費は、通常のタクシー運賃が目安となっており、上記運賃例 A 区間－ E 区間を、各区間の拠点に沿って運行する場合の運行距離を 9.0 km として計算すると、次のような計算となります。

A 区間－ E 区間運賃：600 円
 運行経費：4,000 円（予約・配車料含む）
 収支率：600 円／4,000 円＝15%